

民間資金等活用事業推進委員会

第15回合同部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第15回合同部会議事次第

日 時： 平成13年5月30日(水) 11:00~12:00

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

1. VFMに関するガイドラインについて
2. その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員

有岡専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、
山下専門委員

【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、松葉参事官、豊田企画官、古谷企画官、
清水企画官

山内部会長 本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、どうもありがとうございました。第15回になるわけですが、合同部会をこれから開催させていただきます。

本日、事業推進部会の部会長でいらっしゃいます西野先生が海外出張中ということで、ご欠席でございます。したがって会議の進行は私が務めさせていただきます。本日の件につきましては、西野部会長にはご了解をいただいているところでございますので、その点をご紹介します。

本日お集まりいただきましたのは、この「Value For Moneyに関するガイドライン(案)」の件でございます。ご案内のような経緯でございます。Value For Moneyのガイドラインにつきましては、本年1月にワーキンググループを開催、そこで議論を尽くしたという形になりました。その際にいろいろご意見をいただきまして、最後は座長一任という形で、座長としてその対応を考えると申し上げまして、そういった結論で預からせていただいた経緯でございます。

それ以降、私が座長といたしまして事務局を通じまして、自由民主党側に推進委員会における議論の内容もお伝えいたしまして、案をいろいろと模索してきたわけでありまして。

その結果、きょうここにご提示いたしますような案でいいのではないのかというものが得られましたので、本日お手元の案を公開意見募集の案としてお諮りするということになった次第であります。

基本的には、党の原案にもう一つ様式例を加えるというものでございまして、この様式では、費用を把握した上で、資金支出を現在価値に換算するものになっております。このガイドラインの案は、これまでに出示された意見をおおむね踏まえたものになっていると私自身考えておまして、本日この場でご了解いただければというふうに思っております。

既にこれまで数多く部会やワーキングが開かれ、かなりの議論が出されまして、議論としてはある意味出尽くしているのではないかというふうに思っておりますが、合同部会ということでもありますので、もし何か皆様からご意見があれば賜りたいというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

A委員 公開意見の募集に付するというふうにおっしゃられましたけれども、公開意見に付すのですか。

山内部会長 手続き的にはそういうことになります。

B委員 パブリックコメント的なものということですか。

山内部会長 そういうものです。

C専門委員 参考例の様式がついているわけですが、これは2枚とも生きているということですか。1枚目の代わりに2枚目ということですか。

山内部会長 これは2枚とも生きているということですか。

C専門委員 違うのは、1番下の現在価値があるかないかが1ページ目と2ページ目の、つまり計算で違うところですね。

山内部会長 そういうことです。

C 専門委員 ではつまり、どちらでやってもいいという意味ですか。

山内部会長 基本的にはそういうことです。

C 専門委員 そうすると混乱があるから、参考様式例(1)、(2)みたいにしてもらおうと2つあるということがわかって…。私は(1)の代わりに(2)を入れるのかなとずっと思っていたものですから。

A 委員 おっしゃるとおりだと思うんですね。5 ページのところの算定方法で、読み方だろうと思います。別に否定しているわけでもないと思うんですが、よりわかりやすくすれば、費用で比較してどちらが優れているかという判断を下すというのが(3)だろうと思うのですが、(4)になるとその上でキャッシュフローに置き換えて計算して、どちらでやろうと、構わないということなんでしょうか。

ちょっとそこで、個人的な意見を申し上げたいと思うのですが、これは公共の事業であっても民間の事業であっても、分析・判断するという場合に、会計的側面で見ればバランス、P L、キャッシュフローと、この3つは欠かせないのだろうと思うんですね。だから本来的にはそこをすべてをそうやるんだろうと思うんですが、おそらくここから、P S C の算定というのは事前の計算の段階でございますから、要するに、最初のコストの比較で優れていれば、およそキャッシュフローでも優れているだろうという類推は多々ありますんで、その程度で判断しても間違いはないということなんでしょうか。そここのところはどちらでもいいということであれば、もうちょっと一言わかりやすく、別に説明する分でもいいと思うんですけども、そここのところだけ確認をしておいた方がいいんじゃないかと思えます。

山内部会長 基本的に5 ページの表現でありますと、13 ページの様式をつくって、それからキャッシュフローを導き出すような、こういう形になっていますよね。

A 委員 書き方としましてはね。だから比較するというのはどちらを比較してもいいように読みとれますし、まあ結果としてはそれでいいんだろうと思うんですね。

山内部会長 趣旨としてはどちらでもいいと。それから、基本的にP L からキャッシュフローを導き出すという、そういう手続きになっておりますが、もしも非常にわかりにくいということであれば、付言するなりいたしますが、その趣旨が伝わればよろしいのではないかと思えます。

その辺はまた少し考えさせていただきます。基本的に私はこの形でよろしいというふうに思っています。ほか、いかがでございましょうか。

D 専門委員 今のこの形がいいますと、先ほどCさんがおっしゃった部分については、単純な話ですけれども、要は2つの表についての違いを何かクラリフィケーションをわかるようにしておいていただいた方が。私も実は、逆にCさんとは別に併記だろうとは思ったのですが、議論がわかっている者が見ても混乱しかねないので、初めてごらんになる方にとってみては、1の表と2の表と非常に混乱しやすいと思います。その部分だけはやはりきちっと、簡単なことでいいでしょうが、タイトルでもおつけになるとかいうふうにし

ていただいた方がいいんじゃないかと思います。

山内部会長 わかりました。ほかにご意見はありますか。

D 専門委員 例えば、5 ページの 2 の(3)と(4)のところにリファレンスを付けるとか。

山内部会長 13 ページ、14 ページのタイトルを 1 と 2 というような形もありますね。

D 専門委員 強いていえばその上で 5 ページの 2 の(3)では、1 の方でみる、(4)の方は 2 の方でみるという解説と。

事務局 当部会等で昨年来ご検討いただいたものでやはり様式が 2 つあったときに、特段の先ほど申しましたような番号を付すとか、本文の方に何も参照も付していなかったものでございますので、様式が 2 枚あっても、当時の議論はそういう形でよろしいかなということであったのかと思ひまして、今回も特に番号とか参照をどうこうという手当はしておらなかったわけですが。

E 専門委員 それは当初のドラフトのときは 2 つあるということが本文に書いてあったわけです。それが抜けた以上、やはり何らかの区分けをした方がわかりやすいだろうと思います。

C 専門委員 13 ページと 14 ページの上の方、一番下に現在価値があるだけで全く一緒だから、あれ、何でこんな同じものがというふうに思ってしまう部分がある。前は、キャッシュフローという全然違うものが表にあったから。

E 専門委員 従前は本文に 2 つ例示をするということが明確にありましたから何も説明しなくてもよかったですけど、この場合はないですから、何らかの説明なり、付記があった方がわかりやすいと思います。

事務局 ご意見を賜りましたので、工夫をさせていただきたいと思います。

山内部会長 そのほか、いかがでございましょうか。

D 専門委員 ちょっとよろしいでしょうか。ここは、従来の議論といたしますのは公共部門が 100% 支払いをするというのが念頭にあって議論が進んできたのだらうと思います。実際にいろいろな事業が起きてくる中に、例えばアベイラビリティフィーを公共部門が負担して、その余を例えば受益者が負担するとか、いろいろなケースが多分出てくるのだらうと思いますね。今からそれを細分して議論を尽くしていく必要はないと思うのですが、おそらく今後いろいろな形の計算のバリエーションがあるとした場合に、それと矛盾しないといいますが、そののところだけわかるようにしておく。本文そのものを変える必要があるとは思いませんけれども、一応そのところは合同部会なりでそういう議論をしておいたとか、その辺のところは認識してこの表が出ているのだということにさせていただくといいんじゃないかと思います。

ほかのところでも文章が出ていますが、一応 Value For Money は、公共部門が 100% 負担しない場合にも計算しなさいというふうになっておりますね。そうすると、費用負担をどうするかとか、いろいろな組み合わせがあるのだらうと思いますが、そのときにも一応これをベースに、これを変えてわかりやすくすればいいということになるのだらうと思いま

すね。そういうことでの共通の理解が確認されておいた方がいいのかなと思います。

山内部会長 ご意見は、ここの部会でそういったことについての共通の認識があるということをお我々として確認するということがよろしいですか。この点はいかがでございましょうか。

基本的にこの形でご同意いただけたということであれば、おっしゃるような意を含んで我々合意したということになるかと思えます。

C 専門委員 今のご意見に少し関係するかもしれませんが、いずれにしても Value For Money そのものについては、我々、特に民間からとりますと、どちらかというところと予定価格を決定する一つの手段みたいになるわけですね。そこで計算されたもので Value For Money が出るから P F I でいこうと。そうすると、当然民間、P F I でやる側としては、これだけのお金にならないと Value For Money が出ないからという、非常に重みのあるところだと思えるのです。そこで、一つだけお願いがあるのですが、前回の2つのガイドラインについては一応パブリックオピニオンを聞いてそれを将来参考にするという形で、一切修正しないでそのままになっているのですが、今回については特にこの表の使い方も含めているような質問が出てくると思うんですね。そのときに、いわゆるガイドラインとして補足するのではなくて、何かメール上でも、例えば計算例を、例えば参考のために一つ載せるとか、そういう配慮をぜひお願いしたい。

山内部会長 公開意見募集があって、そのあとの対処として、どういう形で理解を深める、あるいは誤解のないようにするかということをおちょっと考えたいと思えます。

D 専門委員 パブリックコメントの話が出ましたので。座長、先ほどの話ですが、前回の2つの場合、非常に短い期間でいろいろな事情があったことはご説明を受けましたけれども、パブリックコメントに付する期間は一般的にいえばもう少しきちんと時間をとった上で、特にこの場合は内容の理解、あるいはそれに対するコメントというのも数値的なこと、あるいはある程度専門的なことを踏まえたご意見も多分出てくるであろうというふうに思いますので、スケジュールの話は今の議題と多少違うかもしれませんが、もし先のお話をご検討いただくのであれば、そこを是非きちんとすべきだというふうに思います。

山内部会長 時間的なことも含めて、事務局から。

事務局 それでは、今後のスケジュールについて事務局で考えておりますものについてご説明させていただきます。

両部会長ともご相談の上ということでございますけれども、6月1日に自民党のP F I 調査会が予定されておりますので、その調査会を経た上で、もし可能であれば今週中にも公開意見募集に入りたいと考えております。その要領等につきましては従来のプロセス、リスクのガイドラインと同じようなスタイルでさせていただきたいと思っております。

したがって、プレスへの投げこみとか、あるいはインターネットのホームページの活用ということになるかと存じます。広く意見を募集したいと考えております。今、募集期間の話もございましたが、一応今のところ事務局といたしましては、前回は年末年始の

休みもはさんで3週間でしたが、今回は普通のタイミングで、同じように3週間ということで、以前よりは実質時間はとっているのかなという感じもしております、約3週間程度を募集期間としたいと考えております。

公開意見募集が終了した段階で、また合同部会を開催させていただきまして、出された意見についてご検討を賜りたいと考えております。日程等につきましては、またそのときということになるかと存じます。今のところ事務局では以上のようなことを考えております。

山内部会長 よろしゅうございますでしょうか。

そのほかでご意見、ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、きょうの案についてはご了承いただいたということでお願いしたいと思います。もしも細かい表現ぶり等で修正等が必要であるというような場合、私、部会長にご一任いただければというふうに思います。いかがでございましょうか。

(各委員了解)

山内部会長 どうもありがとうございます。また、意見募集等、スケジュール等についてご説明がありましたけれども、この事務的な手続きについても私の方に一任いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

この案につきまして大変なご理解をいただきまして非常に私としては感謝をいたしております。ありがとうございました。

次に報告事項を先に報告させていただきたいと思います。報告事項につきましては事務局からご説明お願ひいたします。

事務当局 資料はお配りしておりませんが、今年に入りましてからお決めいただきましたガイドラインの説明会と、地方公共団体の方でPFIについて必ずしもよくはご存じでない方向けに、内閣府の方でPFIのセミナーを開催させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

ガイドラインにつきましては、プロセスとリスク分担等の両方併せて、2月7日から3月2日まで札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の全国5カ所でガイドライン説明会を開催させていただいております。多くの自治体の方、民間企業の方のご参加をいただきました。会場のセットの都合もありましてあふれたようなところもありましたけれども、総勢800名余りの方のご参加をいただいたところでございます。

主な質疑といたしましては、ガイドラインについての質疑ももちろんでございますが、加えてVFMのガイドラインの検討状況についてのお問い合わせも比較的多かったかという感じでございます。関心の高さが伺えたかと存じます。ガイドラインにつきましては以上でございます。

また、PFIの手法について十分周知が図られていないのではないかというご指摘もございまして、広く行政機関の職員の方を対象といたしましてPFIの理念でございまして、効果など基本的な事項を周知するというところでPFIのセミナーを私どもの方で開催

をさせていただいております。2月19日から3月23日まで、全国45の都道府県で、基本的に私どもの職員が参りましてご説明をさせていただいて、意見交換をさせていただいております。ちょうど時期が地方議会と重なっておりましたので、なかなかご参加をいただけないかなと思いましたが、都道府県の方、あるいは市町村の方のご参加をいただきまして、約2,000名のご参加をいただいております。いささかかも知れませんが、PFIの知識の普及に寄与したのではないかと思います。ガイドラインの説明会、PFIのセミナーにつきましては、私どもで対応させていただいたことにつきましてご報告をさせていただきます。簡単でございますが、以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。今のご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、せっかくお集まりいただきましたことですので、前回出しましたガイドライン等も含めて、この機会に幅広にご意見等をいただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

A委員 これはこの方向でよろしいんだろうとは思いますが、具体的には、これまでもペンディングであったかなと私個人的には考えていますが、例えばリスクについても、どういう項目をどのようにするかというのが必ずしも全部わかっているわけではない。これは途中経過だということではありますが、今回のこのガイドラインにつきましても内部を読んでいきますと、リスクについては前回のリスクのガイドライン云々という指摘があるわけですが、そのリスクについてはまだ議論が全部尽くされているわけでもないという部分がありますから、こちらにはねてくる部分もあります。

プロセスでの議論でもそうだったんですが、同じようにペンディングではないかと思われる部分は残しているわけですね。したがって、そういう大きな項目がまだ残っている部分がありますので、プロセスでいえば、例えば公物管理の問題がどうなのかとか、まあ議論が尽くされていないんだろうと思いますね。そういうことについて、どういうレベル、合同部会なのか、委員会なのかあれですが、次のステップに進むべくスケジュールを考えていただきたいというふうに思うんですが。

山内部会長 基本的に委員会で今後これをどういうふうに議論するかということを決める必要が生じるかと思いますので、その件につきまして委員長、それと西野部会長というところとご相談をしながら進めたいと思います。おそらくいろいろと急を要するようなこともあろうかと思いますので、その辺も含めて相談をさせていただこうというふうに思っております。そのほかいかがでございましょうか。

E 専門委員 委員の先生方もマーケットに近い方とマーケットに遠い方がおられると思うのですが、実際にマーケットの近くでやっておりますといろいろな問題が起こってきて、実はマーケットの方が私は委員会の議論より進んでいるんじゃないかと思っています。実際の案件でリスク分担のあり方とか契約なんかはどんどん進んでいます。また、新しい考え方とか、実はそこで新しい課題なども出てきてしまっている。是非とも委員会で今後の

方針をお決めになるときに、マーケットから実際の課題をすくい上げて、今日本で何が起きているかというのをできる限り政策的に取り上げてご議論をしていただいて、何をどうあるべきか、P F Iの推進というのはどうあるべきかというのを是非ともご議論いただくように委員会にお願い申し上げたい。

日本の制度というものは、内閣が変わりまして、おそらく変わっていくだろう。地方財政措置も変わるし、今地方自治体はものすごく不安になっている。おそらくP F Iというのはその中で一つの有効な選択肢になり得るだろうというご認識はあるのですが、さまざまな内閣府のご努力にも関わらず、必ずしもそれが正確に理解されていないところがあります。そういうマーケットのギャップと実態をもう1度さぐるようなステップから、どうあるべきかというのを是非とも推進委員会でご議論の対象としていただきたいと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

F 専門委員 今のE 専門委員のお話と若干重複するところなのですが、国の公共事業の中で今後P F Iが活用されるということではいろいろなお話が出ているかと思います。私の方にも関連する省庁の方からご相談があったりというようなケースもあります。私の質問は、国のP F I推進におきまして、手続きとしてその実施方針の発表、あるいはそれ以降のプロセスというのがありますが、国の案件として進められる事業との関係において、P F I推進委員会がどういう役割を果たすのか、あるいはどういう時点でどういう関与をでき得るのかということについてご意見をいただきたい。あるいはそれがもし検討する内容であれば検討していただきたいというふうに思っております。

私がなぜこれを申し上げるか申しますと、今E 専門委員からございましたが、実際の地方自治体レベルでいろんな新しい問題が出ております。ただ、これは私どもの委員会としては国の公共事業を対象とする委員会であるということから、直接的な意味で地方自治体で起きている問題をここで議論する場ではないということでは理解をしているわけですが、国の公共事業をP F Iで推進する場合に同じような問題が当然起きてくるわけですので、その問題を経験的にそれを活かす形で国の公共事業の中で、同様の問題が起きないように、やはりそれは委員会として貢献するべきではないかというふうに考える次第であります。そういう点から、今の質問をさせていただきました。

事務当局 次回以降、どういう形で推進委員会、その他部会を進めていただくかについては、本日はとりあえずV F Mということで、実は先ほど部会長からもお話しございましたように、各委員の皆様のざくばらんなご意見を聞いた上で少し整理をさせていただいて、今後どういうふうに進めるかということを考えていきたいと思っております。

今、F 専門委員がおっしゃったように、地方の問題につきましては基本的には地方の取り組みにかかわるわけですが、国の事業を進める際の課題と同じような課題というのが当然現実にも上がってきているかと思えます。そういうところを整理するなり、あるいは先ほどE 専門委員がおっしゃいましたようにマーケットのいろいろ進んでいる部分もございますので、場合によってはいろいろな関係の方からのご意見、あるいは地方も

かなり事業がいろいろと進んできているようでございますので、その辺で実際に取り組みられている方の問題点というのもあるかと思えます。そういう方々からもご意見を聞くなりというような形で少し考えていきたいと思えます。今日はそういう意味では逆に本日お見えの各委員の皆様にご意見を言ったらどうだというようなことを言っていただければ、我々としてもそれを踏まえまして対応して参りたいというふうに考えております。

B委員 Value For Money に関するガイドラインがこんなに遅くなると思わなかったものですから、当委員会として取り組むべきことというのは、多分ほかにもたくさん本当はあるのだらうと思えますが、ちょっと2つよりかなり後になってしまいまして、休眠状態になってしまったような感じがしています。先ほど、前はあまりパブリックコメントを検討しなかったというようなニュアンスのご発言がございましたが、一応我々はそこで指摘されたことについて当初から念頭においていて、その結果議論の中に入っていたことから、特に修正や付け加えも必要もないであろうというのが、前回の2つのガイドラインだったと思えます。今回も3週間というのは、欲を言えばそれは短いでしょうけれども、ますます遅れるということにもなりますので、3週間ということパブリックコメントで得たものについて真剣に検討して、結果、速やかに対応すればよろしいのではないかと思います。

それで今、各委員からもございましたように、現実にはいろいろ法律制定当時から課題だということ認識されながら積み残されている問題というのはさまざまございまして、それが現実の今進んでいるPFI事業における障壁となったり、みんなが困ったりという事態が、ある程度予想されたことではございますが、そのとおり発生しているし、あるいはちょっとしたらもっと予想以上のことも、何か新しい問題もあるかも知れません。やはり委員会として、調査・審議について一応国の公共施設等という縛りはあるのですが、財源とか、いろいろなことも含めて国も様々な形でかかわっていることも多いので、PFIの今後ということも含めて調査していただいて、課題というものをピックアップして委員会として考えていくということこそそろそろしなければいけないのではないかと思います。

山内部会長 おっしゃるとおりだと思います。先ほども申し上げましたし、事務局からもちょっとご説明がありましたけれども、これからどういう課題をピックアップしてどういうふうに進めていくかということ、忌憚ないご意見をいただければというふうに思います。具体的にこれこれということだけでなく、こういう方向でということでも結構です。何かご意見があればというふうに思います。

D専門委員 同じ線上の話になりますが、先ほどのマーケットに近いとことという意味では私なんかが一番近いところにおるわけで、委員会の議論がすっかり時代遅れになっているのじゃないかなと常日頃思っています。今いろいろとご検討いただく中で、やはり委員会としていろいろな共有情報をきちんとレベルを合わせるという意味でも、問題を抽出するその一つ手前として、一体世の中でどんな案件がどういうところで、都道府県・市町村

まで至って、実施方針というところまでは行っていないにしても、まじめに検討されているものはかなりたくさんのもので出ておりますので、そういったものをまず基礎資料として共通認識のところにお出しいただいた上、次のステップということを是非お願いしたいというふうに思います。

いずれにしても国のうんぬんということにこだわっていると、何もすることはなくなってしまわずでありまして、やはり地方を中心に問題点を調べていくということしかないのだろうというふうに思いますので、是非そういう作業をお願いしたいと思います。

山内部会長 その辺の情報はFさんのところですか。

F 専門委員 今、座長の方からもお話しがありました、次回につなげる話ということになるかと思うのですが、課題ということで私が現在一番深刻な問題だというふうに考えておりますのは、このPFIという事業方式を推進するに当たって、プロセスの中で事業者の選定というのがございます。そこにおける入札という言葉になりますが、これは、これまでのPFI法、基本方針という流れ、あるいはガイドラインの流れの中で一般競争入札、あるいは総合評価一般競争入札で推進するということを示されているわけですが、実際のマーケットの中でこれが推進される過程で、このPFIという方式が一般競争入札にはなじまないという点が民間の事業者サイド、行政サイドの両方から声が出ております。民間事業者サイドからの視点というのは、現在の一般競争入札では十分なりリスク分担というのが実現できないということです。

それから行政サイドから一般競争入札において問題視されておりますのは、性能発注ということで、出てきたプロポーザルの中に行政側が求めているものが結果として入っていないというケースがあった場合に、交渉というプロセスがあればそこで十分対応できるわけですが、交渉ができないというようなことになっておりますと、行政側としては自分が望んでいないプロポーザルを取り上げなければならないというような環境が、場合によっては出てくるということです。

これは一般競争入札という、これまでの工事を中心にして工事の請負業者を選定するというのでつくられていた制度が、性能発注に基づく選定方式になじまないからです。是非この点について、この委員会の方でご議論をしていただきたいと思います。これは先ほど申しましたように、国の事業におけるPFIの活用ということにおいても全く同じことが発生しますので、大変その点について懸念をしている次第です。先ほどのD 専門委員からもございましたが、特にマーケットの中で実際の事例の中で、幾つか解釈の問題の中で、公には解釈を述べられないというようなままで事業を推進している案件がございまして、これは自治体の案件になるわけですが、この辺も非常に不透明な部分が出ております。やはりこのままいくということに対して非常に懸念している次第です。

同様に、解釈の問題で何とか事業推進を対応しなければならないという点で、公の施設ということに対する捕らえ方について、現在の制度においてPFIを進めるということが非常に困難であるという部分がございまして、この点につきましてもやはり委員会の方で

議論していただけるとよろしいのではないかというふうに思っております。一応2点。

山内部会長 ありがとうございます。私自身も実際に審査等をやらせていただいて、F専門委員ご指摘のあった点も理解しているところでございます。また、公の施設に限らず、さまざまな既存の法律の中でPFIを進めるに当たっての、ある意味での規制緩和というか、制度改革の必要性についても認識しているところでございます。なかなか問題が大きいわけですので、どこまですぐに解決できるかということになると若干自信がないところもございしますが、またご相談させていただいて、どういうふうに取り上げるのかということについて進めていきたいというふうに思っています。

B委員 ところで最近の土地収用法改正でPFI事業をどうするかということが多少議論にあがったかと思いますが、事務局で何かご存じのことはございますか。

事務局 恐縮でございますが、収用法の改正途中の原案の議論は、申し訳ありませんが承知しておりません。

B委員 PFI事業をどうするかというのが一応あって、多分現段階ではまだ含まれないというふうに落ち着いたと思うのですけれども、それでは結構です。

F専門委員 収用法の問題というのは大変大きな問題だと思っております。一部の自治体で、既に収用法とPFIとの関係が出てきております。この問題は国土交通省が所管され、確か今度の国会でこの収用法についての法案は通ると思うのです。私が申し上げたいことは、これはまた地方レベルの話になってしまうのですが、理解しやすい形で、これが広く示されるとよろしいのではないかと思います。

何が問題点かと申しますと、収用法において土地を購入した者と実際に工事を行う者というのが同一人物でなくてはならないという考え方がございます。そうしますとPFIの場合は同一人物でなくなってしまうということで、ここでPFIには行かなくなってしまうという点です。この考え方というのが正しいのかどうかというのが私にもまだわかっていないのですけれども、是非、収用法との関係についても私ども強い関心を持っておりますので、いろいろこの場でもまたご説明いただければというふうに思っております。

事務局 恐縮でございますが、収用法の本国会の改正の中身について、私どもも十分な理解をさせていただいておりませんので、今ご指摘のところは提出官庁でもある国土交通省にも話をしておきたいと思えます。

B委員 法案の中には入っていません。もっとその前の段階で少々議論が出たということでございます。

F専門委員 独立行政法人が行う事業についてはそのまま自動的に土地収用法が活用されるということになっているわけで、PFI事業の場合にはそこがそうではないんですね。ということで、確か法案に出てくる……。

B委員 どうするかということが議論になって、PFIについては、確か検討課題のところ公表されていたと思います。PFIについて議論になったと。ただ、現段階ではまだ法案には入れられないという結論だったと覚えているのですが。

F 専門委員 実は国土交通省のホームページにこの検討した結果というのが出ておりまして、検討した結果の内容としては、「PFI事業というものを推進するから収用法は適用されないということではありません」と、否定的な形の言い方からなっているのですね。それはホームページに出ていますので、それは法案とし出てくるということではないのですか。

事務局 いずれにしましても、私ども条文、案文を含めて十分熟知しておりませんので、調べさせていただきます。

A 委員 以前に似たような問題がありまして、同じようにお調べ願いたいのですが、実は補助金についても似たようなケースがありまして、要するに今まででございますと、民間というのは念頭に、民間に出す補助金というのはそれはそれであったんですが、普通、公共部門が行う、県・市町村がやる場合には、あまり民間がどうという概念がないものですから、公共団体が自ら事業を行うときに自動的に補助金が出る対象になるということがあったわけですね。ところが所有権なんかの問題が起きると、PFIの場合に民間事業者に所有権がいつてしまうと、それは対象になるのかならないのかということについては、とりあえずのところ解釈でやってもらうしかないという、非常にあいまいな格好になっているんだろうと思うんです。そういう場合に便宜的な方法として、BOTというのをわざわざひっくり返してBTOにするとかいう解決方法がないわけではないんですが、いかにも解釈でとりあえずつじつまを合わせるというのは、PFIの位置づけについて、非常に不明解で混乱を来すものになっているのではないかと。これも似たように、主体をどこに置くかという解釈の問題がありますので、現状の制度の問題をまず我々としても認識する必要があるだろうということでございますので、似たように補助金でPFIになっちゃうと対象にならないというようなケースが解釈としてあるのかどうか、それも実は、ほかの省にもまたがる問題なんですけど、現実に議論として出てきていますんで、できるだけすくい上げてご連絡といたしますか教えていただきたいと思います。

山内部会長 補助金問題はかなり広範でして、すべてについて詳細に調べるとするのは恐らく無理だと思うのですが、今までも、小学校のケースとかで幾つかあったように思うのですけれども。いかがでしょうか、その辺は。

事務局 ご承知のとおり、補助金に対しては非常に厳しい運用というか査定をされておりますので、仮に従来のパターンと違う場合には、極端なことをいいますと新たな補助金制度の創設が必要だという認識に立つようなものもあるかと思えます。いずれにしましても補助金の執行関係はそれぞれ個別の省庁がやっておるわけでございますので、今部長ご指摘のように、具体的に問題になったような事例があれば調べていただきたいと思います。

E 専門委員 それに関してですが、実は当初この合同部会の審議の過程で、事務局の方で各省庁に一体どうなっているのか実態を調査をするというようなご発言がありながら、実際問題どういう調査を行われたのかどうなったのかというのが一切報告がないのですね。

是非ともその辺は調査をしていただきたい。というのは、各省庁ごとに皆さん考えておられていて、これは基本的に省庁の問題ですから、交付要綱をどう変えるのか、直接補助事業、間接補助事業をどうするのか、皆さん考えておられるのです。既にそれを実行されている省庁もあれば、ご検討中の省庁もおありになる。できれば、国の大きな実態を正確に把握し公表することによって、自治体自体もわかりやすいし民間事業者もわかりやすいと思いますが、今現在、各省庁でどういうご検討をなされているのか、是非とも内閣府のお名前でチェックしていただいて、特に補助金に関して国の大きな動きというのはどうなっているのか、お聞きする分にはできると思いますので、是非それを調べてご報告するようなステップをとっていただきますと、官民ともども非常にわかりやすいようなことになるのではないかと思います。

事務当局 いずれにしましても努力させていただきます。

山内部会長 そのほかいかがでございますか。

G専門委員 小さなことかも知れませんが、実施方針が去年から21件出ておりました、推進委員会のホームページを非常に活用させていただいているのですが、議事経過があってその下に事業案件ごとの実施方針が並んでいるということで、だんだん下まで追いかけるのがつらくなってきて、多少委員会の議事と事業の紹介というのは分けていただいた方が、これからどんどん増えてくると思いますので、多少工夫いただければと思います。

事務当局 ホームページでいろいろ情報提供させていただいておりますが、だんだん件数等も増えておりました、見やすい、わかりやすい形で、我々もある意味試行錯誤でいろいろとやっておりますので、ご指摘ございましたので工夫させていただきたいと思います。

A委員 大きな問題が大分出てきたと思いますが、従来のペンディングだとか、気がかりだったような事項を、項目として申し上げますので、今後の委員会内の議題の案としてちょっとご検討願いたいんですが。

今まで議論が出たものとして、公物管理の問題が、まだ議論が尽くされていないんだろうと思います。

リスクについて、とりあえず一つ区切りをつけたと思いますけれども、さらにいろんな、新しい事態もありますけれども、さらに深堀りをする必要というのがまだ残ってたんだろうと思います。リスクについての議論が必要かなと思います。

あと、いろいろニーズがあるという意味では、契約をどういうふうに結ぶのかと。これは必ずしも、前田先生がおられますので、個別には個々の法律専門家の介入するべき議題かとは思いますが、非常に標準的などと言いますか、少なくとも検討をしなければならぬ項目等について、ひとしきりやっぱり議論が必要なんだろうと思います。そういう意味で契約、ひな形まで行くかわかりませんが、契約の締結の内容ですね、これについての基本的なところを押さえる必要があるのかと思います。

あと、適切な調整というのが、今回のガイドラインにも出てきますけれども、このとこ

ろは非常にあいまいな表現に実はなっております、とりあえず現状ではそれでしょうかないかなと私は個人的には思っているんですが、これは実は税制との問題にも絡みましてですね、これまでも途中で終わっていたかと思えますけれども、イコール・フッキングの問題と現実の税制の問題と、これも悩ましいんですすぐにまあ結論が出るようなことではないんですが、現実的に Value For Money を計算するにしてもそここのところは触れざるを得ないと、こういうことで適切な調整の具体的な方法なり問題点なりを議論が必要になってくるのだらうと思います。

あと推進委員会でございますが、今のホームページにありますけれども、推進委員会の果たすべき役割と一応基本方針にも出ておりますけれども、調査をすとか、具体的に何を調査するのとか、あるいはホームページで、これはこれで有用でよろしいんですが、それをどこまで責任を持って、ただ思いつきでやってるということではなくて、推進委員会の本来果たすべき役割としてどこまでやるのかという議論も私は議論が必要なのかなと思います。つまり、それについて予算が当然必要になってきたりとか、そういう議論が将来にわたってあるんだらうと思いますが、やはり議論をしていく必要があるんだらうと思います。

とりあえず思いついたままに議論を、議題を申し上げました。

山内部長 ありがとうございます。今ご指摘いただいた、以前から課題であるというふうに言われていた点、公物の問題、リスクの問題、それから契約のあり方、適切調整の問題、それから全体として推進委員会のあり方、こういった問題に加えまして、本日例えば先ほどご議論がありましたけれども、土地収用法との関係というのも一つ調査項目になるかと思えますし、公の施設の問題、補助金の問題、それから契約のあり方でしょうか、こういったこともご指摘いただきました。

これらの点を踏まえて、委員長、西野部長と相談させていただいて、委員会としてどういうふうに議論したらいいのか、あるいはどういうタイムスケジュールでやったらいいのかということについて検討させていただこうと思います。これで一応3つのガイドラインが出る運びになったわけで、この Value For Money についてはこれから意見募集にかけますので、そういった手続きが残っておりますが、そういう運びになったわけですから、推進委員会としてどういったことを議論していけばいいかについては、今申し上げましたように検討させていただいて、進めさせていただこうかというふうに思います。そのほか、追加的なご意見ありますでしょうか。

先ほどのホームページの問題は、私も感じておりました、実施方針のところに項目をつくっていただけるとありがたいかなというふうに思います。

もしよろしいようでしたら、ご議論いただいたことを参考にさせていただくのは今申し上げたとおりでございます。

本日、大変ご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございます。おかげさまで、Value For Money に関するガイドラインにつきましては、おおむねご

了解いただいたということで、細かい事項の修正が必要であれば、若干検討させていただきますが、これをもちまして公開意見募集に付したいというふうに思っています。

本日はどうもありがとうございました。